

商工組合 日本医療機器協会  
美容医療機器部会 規約

英文： Japan Beauty Medical Instrument

略称： JBMI

制定 平成 27 年 10 月 28 日

改定 令和 4 年 7 月 26 日

改定 令和 6 年 6 月 21 日

改定 令和 8 年 1 月 22 日

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は商工組合 日本医療機器協会（以下、協会）の戦略委員会内に所属する美容医療機器部会（以下、部会）という。英文の場合は「Japan Beauty Medical Instrument」とし、略称：JBMI とする。

(目 的)

第 2 条 当部会は協会の定款第 4 条に定める目的に基づき、国民の健康と QOL を向上させる美容医療機器を取り扱う企業と、美容医療を提供する医療機関を含む業界全体の健全な発展と振興の為、様々な活動を行うことを目的とする。

(所 在 地)

第 3 条 当部会は商工組合 日本医療機器協会におく。ただし第 8 条にさだめる事務局を別途所在地として存在させる。

## 第2章 業 務

(業 務)

第 4 条 委員会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項に関する業務を行う。

- (1) 美容的効果・効果をもつ医療機器の自主基準づくりと規制化
- (2) 美容医療と美容医療機器の品質向上と認知拡大
- (3) 安全で効果のある美容医療技術の普及促進と
- (4) 美容医療業界のコンプライアンスの向上
- (5) 国民の美容医療に対する意識調査
- (6) 外国における関係規格、規制、資料収集、調査、研究
- (7) 調査結果の広報
- (8) (1) が国際基準となるようなハーモナイゼーション活動
- (9) その他第 2 条の目的を達成するために必要な業務

### 第3章 組織

#### (会員)

第 5 条 当部会は商工組合 日本医療機器協会に所属し、美容医療機器を取扱う会員企業より構成する。当部会への入会は、協会審査ならびに部会執行役員の議決によって決定される。会員構成は以下の通りとする。

#### 正会員

- 1 本部会に参加するにあたり、商工組合日本医療機器協会の組合員もしくは協会員へ入会すること。
- 2 医療機器製造販売業、医療機器製造業、医療機器販売・貸与業、医療機器修理業のいずれかの業許可を有していること。もしくは、取得を 1 年以内に予定をしていること。尚、医療機器の取り扱いが無く、上記業許可の取得をしていない企業は、執行役員会にて審議し、事前承認を得ること。
- 3 協会、部会に加入後も、協会、部会の定款及び規約、その他定める事項を守り、協会、部会事業 への協力を行うこと。

#### 賛助会員

- 1 上記正会員条件の内、2 項を満たさない企業。
- 2 議決権・選挙権ならびに被選挙権並びに意見陳述は正会員のみとする。

#### (役員の任期)

第 6 条 任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

#### (執行部)

第 7 条 部会に、部会長 1 名、副部会長 1 名及び理事 3 名、監事 1 名の役員（以下「執行部」という。）を置く。

- 1 執行部は会員の互選により、協会理事長が任命する。
- 2 執行部の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 執行部は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、前項の規定に拘わらずその職務をおこなうものとする。

#### (事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、部会事務局長の所属する企業及び会長が指名する会員企業がこれにあたる。

(部会の運営)

第 9 条 委員会の運営は次による。

- (1) 部会長が必要と認めた時は、会員を招集し部会を開催する。
- (2) 部会の議長は、部会長がこれに当たる。ただし、部会長が出席できない場合は、あらかじめ部会長が指定した副部会長等の執行部部会員が、指名が為されなかったときは出席した部会員の互選により選出された部会員が部会長の職務を代理する。
- (3) 部会は過半数の部会員の出席により成立する。
- (4) 部会の決議は議決に加わることのできる部会員の過半数を持って行う。
- (5) 部会員は、やむを得ない理由のため部会に出席できない場合、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または、他の部会員を代理として表決を委任することができる。
- (6) 部会の対外文書は、部会長名、及び協会理事長名をもって行う。
- (7) 部会が部会の運営上必要と認めた場合は、その都度、学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (8) 部会に、ワーキンググループ（以下、WG）を設ける。WG の委員長は部会長が兼任、又は委員の互選で選任されるものとし、委員は部会より任命された若干の部会員で構成する。
- (9) WG は、次の業務を行う。
  - ① WG は部会の目的を達成する上で必要とされる事項に関し、その具体的計画や実行案等について、部会員の専門的知識を有するもの等の議論を通じ部会に対して起案提出するものとする。
  - ② 部会が運営上必要と認められた場合には、その都度、WG を設けることが出来る。
  - ③ WG 委員長の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
  - ④ WG は議事録をもって活動状況を部会長に報告する。

#### 第4章 会計等

(経 費)

第 10 条 第 4 条に定める業務を行うために必要な経費は、部会員から協会の会費とは別途、年会費を徴収し、会計計上する。

1. 活動に係る経費については、別に定める。
2. 委員会の会計は、部会の特別会計とし、会計年度は、毎年 7 月 1 日より翌年 6 月 30 日までとし、事務局が会計年度末に収支会計を部会へ報告する。

## 第5章 会費等

(会費)

- 第11条 (1) 会費については、下記のとおりとする。  
正会員 年間 8万円 賛助会員 5万円
- (2) 会費は年会費を前納しなければならない。
- (3) 会費の変更については、部会の決議を経て決定するものとする。

## 第5章 規約の変更等

(規約の変更)

- 第12条 本規約を変更しようとするときは、部会の決議を経て行うものとする。

(残余財産の処分)

- 第13条 部会が解散等により清算するときに有する残余財産は、部会の決議により協会に寄付する。

## 第6章 補足

- 第14条 この規約に定めるもののほか、この部会の運営に必要な事項は、協会の理事会の決議をもって承認する。

## 附 則

この規約は、平成27年10月28日から実施する。

改定：令和4年7月26日

改定：令和6年6月21日

改定：令和8年1月22日